

大和市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

平成27年7月1日

契約検査課が発注する全ての工事入札案件において、入札の透明性・公平性をより高めるため、開札後に工事費内訳書等（以下「内訳書等」という。）を公開し、入札参加者からの疑義の申立期間を設けています。対応方法については次のとおりです。

1 落札保留について

開札後、疑義申立てにより、落札者が変わる場合がありますので、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は落札決定を保留します。疑義申立期間を設ける入札は、契約検査課が発注する全ての工事案件とします。

2 周知について

開札後、電子入札システム（以下、「システム」という。）の入札状況一覧に落札保留をした旨と、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札金額のうち一番低い額（税抜き）を明示しますので、ご確認ください。（システムによる周知ができない場合はFAXを送付します。）

3 疑義申立てについて

（1）疑義申立ての対象

内訳書等を確認しないと判明しない事項を対象とします。公告時に公表している金額抜き内訳書等や、質問期間中に確認できた事項については、疑義申立ての対象としません。些細な事でも疑義が生じた場合は質問期間中にご確認ください。

（2）疑義申立期間

落札保留通知の発行から**開札日の翌日**（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く。）の**正午まで**とします。

（3）対象者

当該工事案件について、初度入札において入札書を提出した者（以下、「入札参加者」という。）のみとします。

（4）内訳書確認

内訳書等の確認を希望する場合は、契約検査課窓口で入札参加者であることを社員証等により証明したうえで確認ができます。

（5）申立方法

設計内容について、疑義の申立てを行う場合には、別紙「疑義申立書」（様式1）及び申立てを行う者が積算した工事内訳書（市が配布した金額抜き内訳書に入札金額の内訳を記入したもの）を提出して下さい。

4 疑義申立期間終了後の落札決定について

疑義申立てがない場合は、疑義申立期間終了後落札決定をします。

疑義申立てがあった場合、しばらく調査期間を要しますので、入札参加者全員に「疑義申立内容調査のため」とする落札保留通知をシステムにより発行します。この通知から次に当該案件に対する落札決定通知又は入札無効による不調通知がシステムにより発行されるまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

5 疑義申立てへの対応について

疑義申立者に対しては、「回答」(様式2)をメールにより送信します。

その後、次に示す(1)(2)の運用に基づき落札者決定通知又は入札無効による不調通知を発行します。

(1) 設計に誤りがなかった場合

疑義申立者から提出された工事内訳書と市の積算を調査比較して誤りがなかった場合は、落札決定をします。

(2) 設計に誤りがあった場合

疑義申立てがあり、調査の結果、設計額に誤りがあることが判明した場合は、次により入札の有効・無効を決定します。

設計誤りが判明した場合は、入札参加者全員に設計誤りの内容及び入札の効力を連絡します。

設計額と設計誤りを補正して設計し直した額の差額がわずかで、入札の公平性が損なわれていないことが明らかな場合には、落札候補者である者に変更が生じない限り入札は有効とします。この場合、入札参加者には、設計誤りを補正した額を通知します。また、契約は落札金額で締結し、概ね1ヵ月以内に、設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。

設計誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とし、改めて入札を執行します。

6 再度公告入札の執行について

(1) 設計の見直しについて

設計誤りがあったため無効とした入札の再度公告入札の執行にあつては、設計を見直し、設計内容を一部変更します。

(2) 入札執行の方法について

無効とした入札の再度公告入札は、原則として「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札とします。なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

7 その他

入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。